

「就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議の開催について」の一部改正について

就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議の開催について（令和元年 12 月 23 日関係府省申合せ）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議の開催について</p> <p>[1 略]</p> <p>2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房副長官補（内政担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長</p> <p>副議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長 こども家庭庁支援局長 総務省大臣官房総括審議官 文部科学省総合教育政策局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 中小企業庁長官</p>	<p>就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議の開催について</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房副長官補（内政担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長</p> <p>副議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長 内閣府政策統括官（政策調整担当） 総務省大臣官房総括審議官 文部科学省総合教育政策局長 農林水産省経営局長 経済産業省経済産業政策局長 中小企業庁長官</p>

国土交通省総合政策局長 [3 ~ 4 略]	国土交通省総合政策局長 [3 ~ 4 同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規程は、申合せの日から施行する。